

## 令和5年度第2回認知症対応型サービス事業管理者研修募集要領

1 研修期間 令和6年2月5日(月)・2月6日(火)・2月7日(水)

2 研修時間 1日目 午後1時～午後4時40分(予定)  
2日目 午後1時～午後5時(予定)  
3日目 午後1時～午後4時40分(予定)

3 受講定員 10名程度

### 4 受講対象者

以下(1)～(4)の要件すべてを満たす方

- (1) 認知症介護実践研修(実践者研修)又は旧痴呆介護実務者研修(基礎課程)を修了している。
- (2) 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に就任する者(既存の事業所において管理者を変更する場合を含む)。
- (3) 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に3年以上従事した経験がある者※  
※ 指定認知症対応型通所介護事業所及び、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は(3)の要件を求められていません。
- (4) インターネット環境(パソコン、ネット環境、接続スキル、WEBカメラやマイク等の機器など)を整えることができる者(詳細は、5 受講環境を御確認ください。)

なお、以下に該当する場合は、本研修を修了せずに管理者となることが可能

ア 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所並びに指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者であって、次の(ア)及び(イ)の両方を満たしている者

(ア) 平成18年3月31日までに次の“a”又は“b”の研修を修了している者

- a 認知症介護実践研修(実践者研修)
- b 旧痴呆介護実務者研修(基礎課程)

(イ) 平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ

一、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、上記アの要件の他、認知症グループホーム管理者研修を修了している者

ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任する者が、訪問指導の業務に従事した経験のある保健師又は看護師である場合

## 5 受講環境

本研修は動画配信とオンラインシステム（Zoom）を組み合わせたWEB研修として実施します。予め以下の注意点を御読みいただき、受講環境を整えてください。視聴方法の詳細は、受講決定の際にご連絡します。

- (1) 受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。また、モバイルWi-Fiルーターなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので、十分御注意ください。
- (2) 受講場所については、各事業所・自宅等問いませんが、Zoom内で講師や受講者同士のやり取りも行うため、研修に集中できる環境を整えるよう努めてください。
- (3) 講師等とやり取りを行いますので、一人一台パソコンやマイク・カメラ・スピーカーといった機器が必要となりますのでご用意ください。
- (4) 同じ場所で複数の受講者がいる場合は、マイク同士の干渉によりハウリングを起こす場合がありますので、注意してください。
- (5) 講義内ではパワーポイント等の資料も写しますので、PCまたはタブレットといった文字が読める大きさの端末で受講してください。

6 申込期限 令和5年12月25日（月）必着

7 提出書類

- ① 認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書
- ② 管理者就任予定証明書
- ③ 認知症介護実践研修実践者研修（旧基礎課程を含む）の修了証の写し  
※修了済みの方のみ。現在、認知症介護実践者研修を受講中で修了予定の方は、修了予定時期を受講申込書に御記入ください。

8 申込先 〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4  
さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課 山本

9 受講料 3,000円 / 1名

※受講料は原則として返却できません。

※オンライン講義の視聴環境の確保や通信料は受講料に含まれておりません。

受講者の負担となります。

※受講決定通知と併せて入金方法についてご案内します。

入金が確認できた方に研修資料を送付しますので、  
令和6年1月26日（金）までにお支払いください。

## 10 その他

- (1) 全カリキュラムを受講された方に、研修終了後に郵送で修了証書を交付します。  
(欠席・遅刻・早退が生じた場合は、原則として修了証書の交付はできません。また、  
接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様の扱いとなり、  
修了の対象にはなりませんので御注意ください。)
- (2) 受講者の決定は、応募者の資格、経験、受講の必要性等を勘案して行います。
- (3) 受講の可否は、申込期限後に、申込者全員に通知します。
- (4) 受講申込書の「主な職歴及び認知症高齢者の介護経験等」の欄は、経験年数等詳しく  
御記入ください。記入欄が不足するときは、別紙を使用し追加してください。  
なお、認知症介護実践研修実践者研修（旧基礎課程を含む）の修了証を添付してください。
- (5) 講義の様子は予期せぬシステムトラブルに備えて録画します。受講者の姿が収録映像  
に映り込む場合がありますので、予め御了承ください。
- (6) 研修内容は、別紙のとおりです。